

平成27年3月10日付26春都政第506号

春日井市長付議

尾張都市計画用途地域の変更について

平成27年3月25日提出  
春日井市市長 伊藤 太

26 春都政第 506 号

平成27年 3 月10日

春日井市都市計画審議会 様

春日井市長 伊 藤 太



尾張都市計画用途地域の変更について（付議）

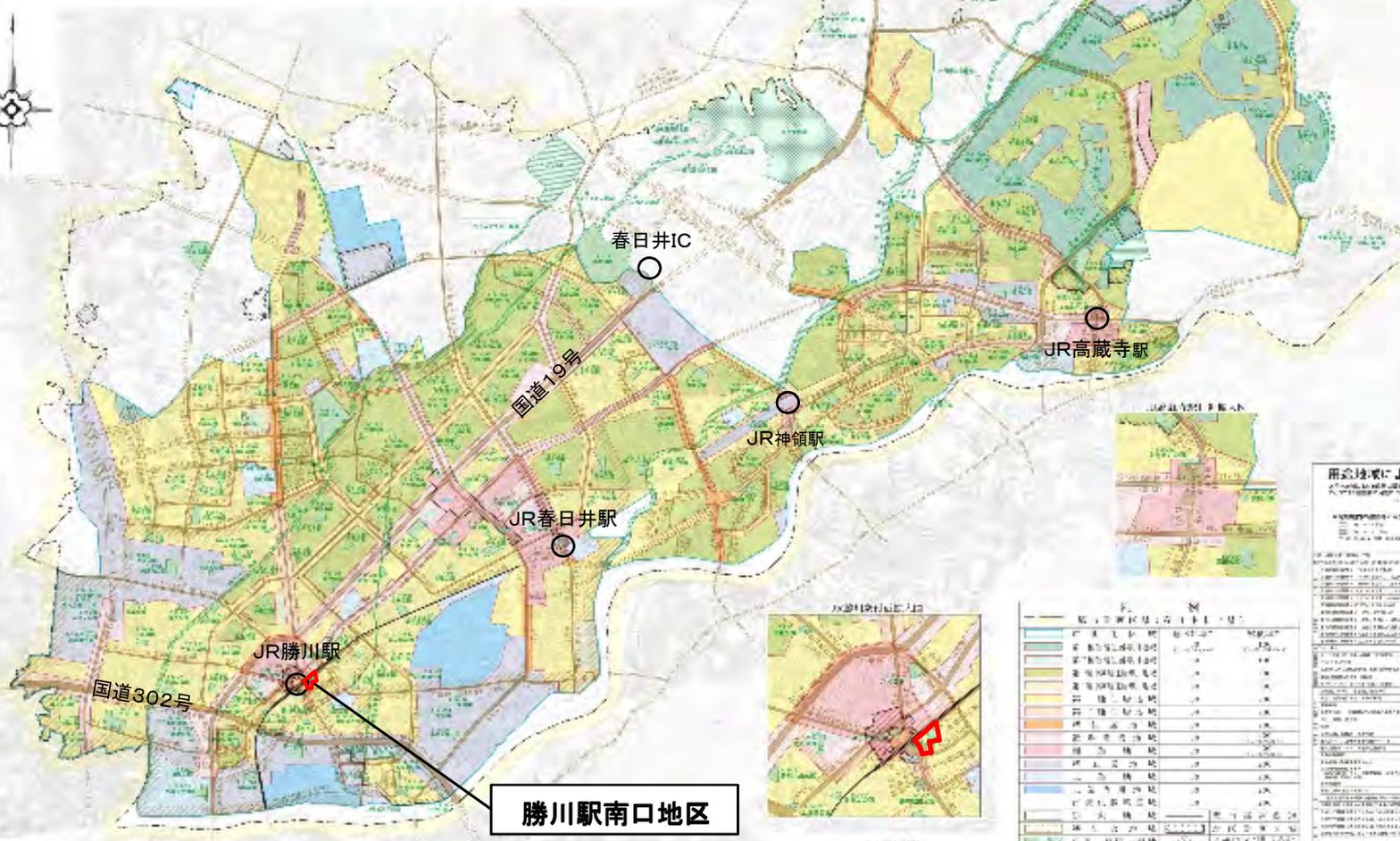
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画用途地域の変更について」

# 総括図

路線番号	路線名称	路線長
1	JR勝川線	1.2km
2	JR春日井線	1.5km
3	JR神領線	1.8km
4	JR高蔵寺線	2.1km
5	JR春日井線	2.4km
6	JR神領線	2.7km
7	JR高蔵寺線	3.0km
8	JR春日井線	3.3km
9	JR神領線	3.6km
10	JR高蔵寺線	3.9km
11	JR春日井線	4.2km
12	JR神領線	4.5km
13	JR高蔵寺線	4.8km
14	JR春日井線	5.1km
15	JR神領線	5.4km
16	JR高蔵寺線	5.7km
17	JR春日井線	6.0km



**勝川駅南口地区**



色	用途	色	用途
赤	第一種住居地域	黄緑	第一種緑地
桃	第二種住居地域	黄	第二種緑地
赤	第三種住居地域	黄緑	第三種緑地
桃	第四種住居地域	黄	第四種緑地
赤	第五種住居地域	黄緑	第五種緑地
桃	第六種住居地域	黄	第六種緑地
赤	第七種住居地域	黄緑	第七種緑地
桃	第八種住居地域	黄	第八種緑地
赤	第九種住居地域	黄緑	第九種緑地
桃	第十種住居地域	黄	第十種緑地
赤	第一種商業地域	黄緑	第一種公園緑地
桃	第二種商業地域	黄	第二種公園緑地
赤	第三種商業地域	黄緑	第三種公園緑地
桃	第四種商業地域	黄	第四種公園緑地
赤	第五種商業地域	黄緑	第五種公園緑地
桃	第六種商業地域	黄	第六種公園緑地
赤	第七種商業地域	黄緑	第七種公園緑地
桃	第八種商業地域	黄	第八種公園緑地
赤	第九種商業地域	黄緑	第九種公園緑地
桃	第十種商業地域	黄	第十種公園緑地
赤	第一種工業地域	黄緑	第一種河川
桃	第二種工業地域	黄	第二種河川
赤	第三種工業地域	黄緑	第三種河川
桃	第四種工業地域	黄	第四種河川
赤	第五種工業地域	黄緑	第五種河川
桃	第六種工業地域	黄	第六種河川
赤	第七種工業地域	黄緑	第七種河川
桃	第八種工業地域	黄	第八種河川
赤	第九種工業地域	黄緑	第九種河川
桃	第十種工業地域	黄	第十種河川

用途	色	用途	色
第一種住居地域	赤	第一種公園緑地	黄緑
第二種住居地域	桃	第二種公園緑地	黄
第三種住居地域	赤	第三種公園緑地	黄緑
第四種住居地域	桃	第四種公園緑地	黄
第五種住居地域	赤	第五種公園緑地	黄緑
第六種住居地域	桃	第六種公園緑地	黄
第七種住居地域	赤	第七種公園緑地	黄緑
第八種住居地域	桃	第八種公園緑地	黄
第九種住居地域	赤	第九種公園緑地	黄緑
第十種住居地域	桃	第十種公園緑地	黄
第一種商業地域	赤	第一種河川	黄緑
第二種商業地域	桃	第二種河川	黄
第三種商業地域	赤	第三種河川	黄緑
第四種商業地域	桃	第四種河川	黄
第五種商業地域	赤	第五種河川	黄緑
第六種商業地域	桃	第六種河川	黄
第七種商業地域	赤	第七種河川	黄緑
第八種商業地域	桃	第八種河川	黄
第九種商業地域	赤	第九種河川	黄緑
第十種商業地域	桃	第十種河川	黄
第一種工業地域	赤	第一種河川	黄緑
第二種工業地域	桃	第二種河川	黄
第三種工業地域	赤	第三種河川	黄緑
第四種工業地域	桃	第四種河川	黄
第五種工業地域	赤	第五種河川	黄緑
第六種工業地域	桃	第六種河川	黄
第七種工業地域	赤	第七種河川	黄緑
第八種工業地域	桃	第八種河川	黄
第九種工業地域	赤	第九種河川	黄緑
第十種工業地域	桃	第十種河川	黄

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	建築物の種類	用途制限
第一種住居地域	第一種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種住居地域	第二種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種住居地域	第三種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種住居地域	第四種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種住居地域	第五種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種住居地域	第六種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種住居地域	第七種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種住居地域	第八種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種住居地域	第九種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種住居地域	第十種住居用建築物	第一種住居用建築物
第一種商業地域	第一種商業用建築物	第一種商業用建築物
第一種商業地域	第二種商業用建築物	第一種商業用建築物
第一種商業地域	第三種商業用建築物	第一種商業用建築物
第一種商業地域	第四種商業用建築物	第一種商業用建築物
第一種商業地域	第五種商業用建築物	第一種商業用建築物
第一種商業地域	第六種商業用建築物	第一種商業用建築物
第一種商業地域	第七種商業用建築物	第一種商業用建築物
第一種商業地域	第八種商業用建築物	第一種商業用建築物
第一種商業地域	第九種商業用建築物	第一種商業用建築物
第一種商業地域	第十種商業用建築物	第一種商業用建築物
第一種工業地域	第一種工業用建築物	第一種工業用建築物
第一種工業地域	第二種工業用建築物	第一種工業用建築物
第一種工業地域	第三種工業用建築物	第一種工業用建築物
第一種工業地域	第四種工業用建築物	第一種工業用建築物
第一種工業地域	第五種工業用建築物	第一種工業用建築物
第一種工業地域	第六種工業用建築物	第一種工業用建築物
第一種工業地域	第七種工業用建築物	第一種工業用建築物
第一種工業地域	第八種工業用建築物	第一種工業用建築物
第一種工業地域	第九種工業用建築物	第一種工業用建築物
第一種工業地域	第十種工業用建築物	第一種工業用建築物

# 位置図



JR勝川駅

県道内津勝川線

JR中央本線

勝川駅南口地区(0.9 ha)

# 勝川駅南口地区の上位計画での位置づけ

○春日井市都市計画マスタープラン（平成22年3月策定） 抜粋



## 魅力あふれる西の玄関づくり

JR 勝川駅周辺については、本市の西の玄関として商業機能に加え、文化・交流機能を誘導することにより、多くの人が交流する拠点としての強化を図ります。

JR 中央本線の連続立体交差化による南北の分断要素を解消し、道路などの整備により一体の市街地形成を図ります。

地域内の主要な幹線道路沿道においては、商業施設などの沿道サービス施設の誘導を図ります。

○春日井市都市交流拠点将来ビジョン（平成19年3月策定） 抜粋

## 4-2 JR勝川駅周辺地区

P17

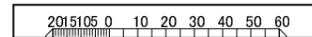
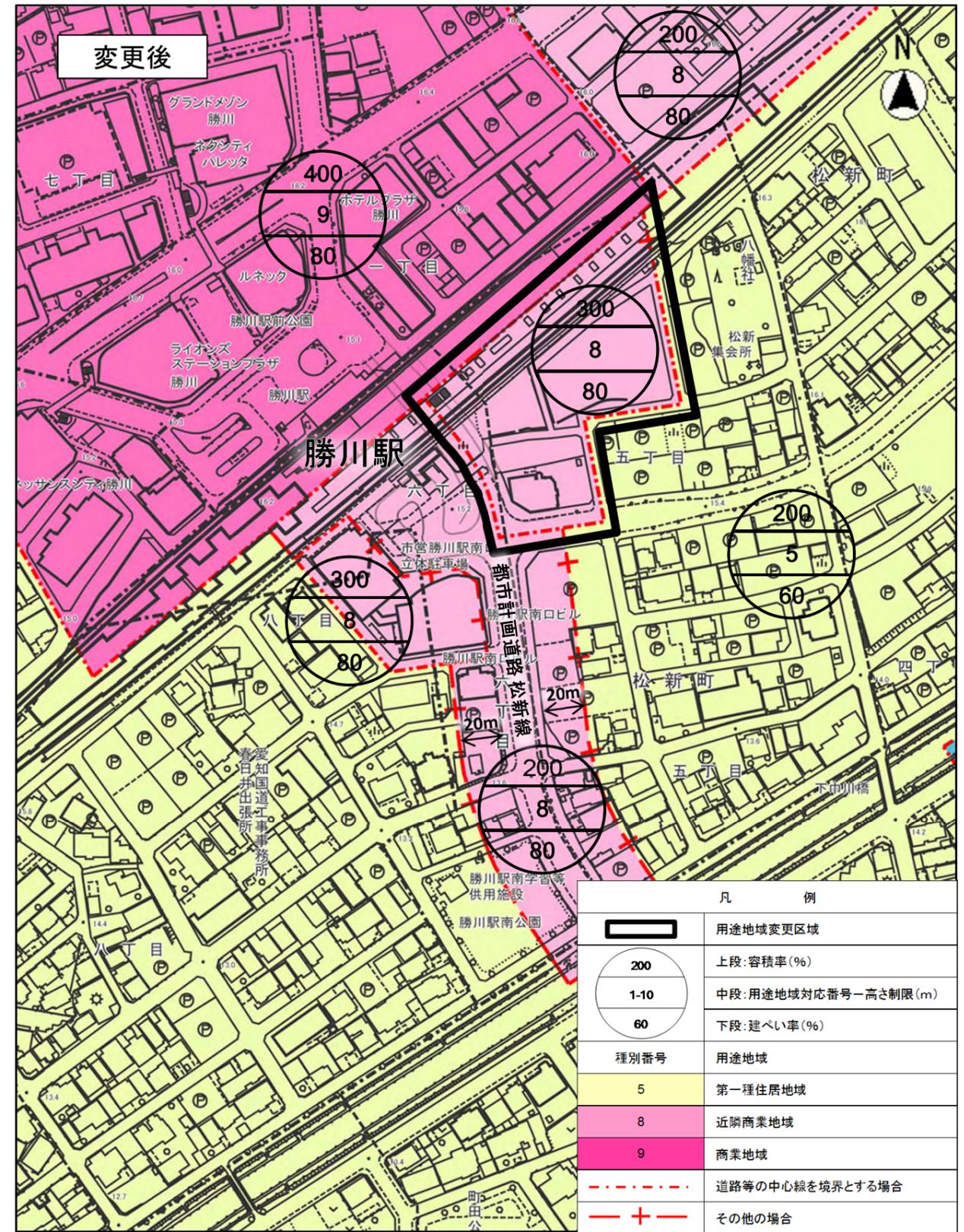
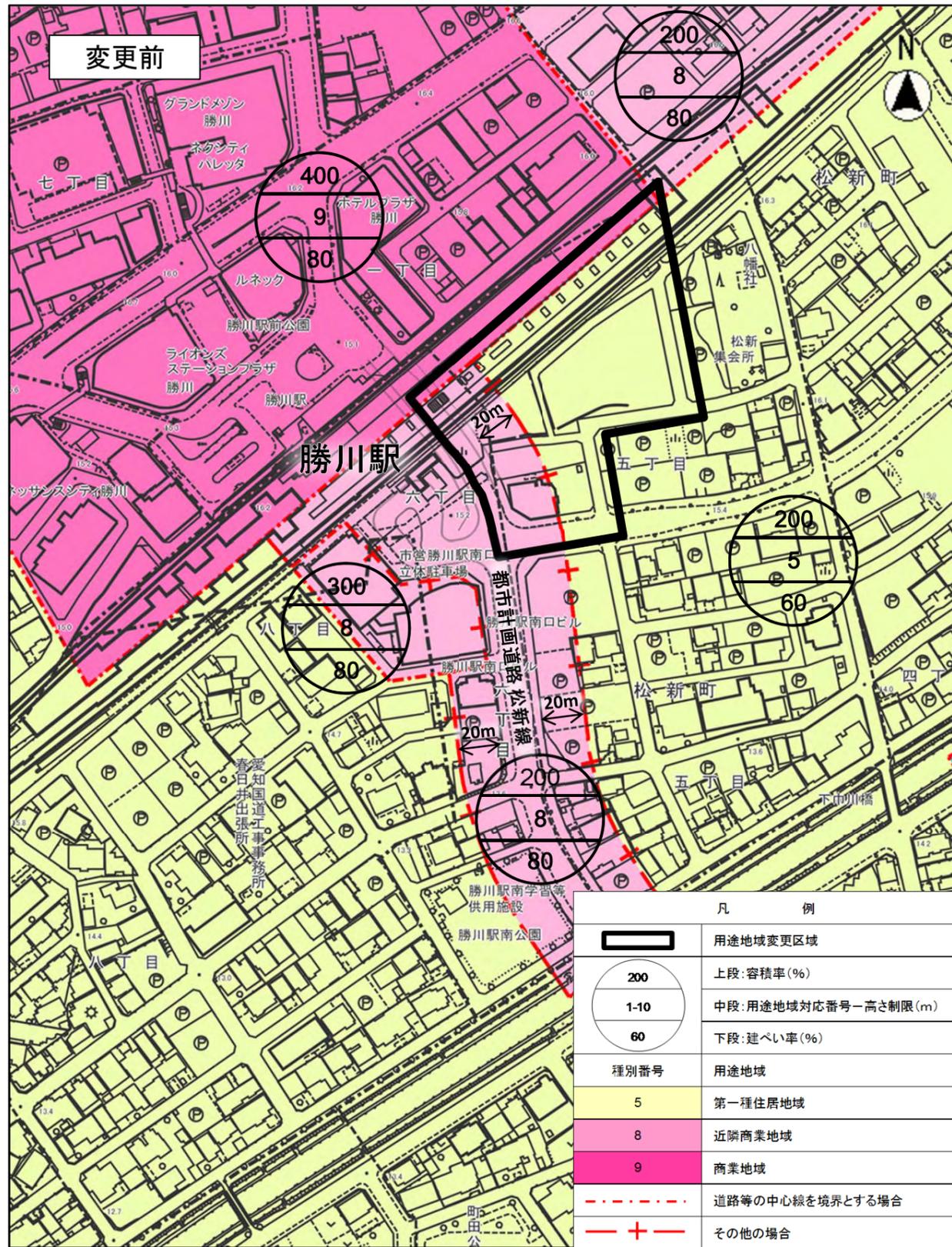
### 機能イメージ（機能・施設）

#### ▽駅南地区への商業機能の導入

- ・駅南地区に不足する商業施設の立地誘導を積極的に行い、生活利便性の向上を図る。

新旧用途地域対照図 勝川駅南口地区

縮尺 S=1/2,500



## 尾張都市計画用途地域の変更（春日井市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率	外 壁 の 後 退 距 離 の 限 度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高 さ の 限 度	その他 及 び 備 考
1 第一種低層 住居専用地域	約 5.70ha	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	( 1.6%)
	約 346.00ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	( 96.9%)
	約 5.40ha	15/10以下	6/10以下	—	—	10m	( 1.5%)
	小 計 約 357.10ha						7.6%
2 第二種低層 住居専用地域	約 2.60ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	0.1%
3 第一種中高層 住居専用地域	約1,178.50ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	25.0%
4 第二種中高層 住居専用地域	約 34.00ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.7%
5 第一種住居地域	約1,733.82ha (約1,734.49ha)	20/10以下	6/10以下	—	—	—	36.8%
6 第二種住居地域	約 74.01ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.6%
7 準住居地域	約 58.94ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.3%
8 近隣商業地域	約 236.75ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	( 93.7%)
	(約 237.00ha)						
	約 15.92ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	( 6.3%)
	(約 15.00ha)						
小 計	約 252.67ha (約 252.00ha)						5.3%
9 商業地域	約 114.00ha	40/10以下	—	—	—	—	( 87.0%)
	約 17.00ha	50/10以下	—	—	—	—	( 13.0%)
	小 計 約 131.00ha						2.8%
10 準工業地域	約 543.00ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.5%
11 工業地域	約 118.00ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.5%
12 工業専用地域	約 225.00ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.8%
合 計	約4,708.64ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

「面積欄の青字は変更後、(赤字)は変更前」

### 理 由

勝川駅南口周辺土地区画整理事業の終了に伴い、当該地区における将来の土地利用計画、土地利用の現況、都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。

平成27年3月10日付26春都政第507号

春日井市長付議

尾張都市計画公園の変更について

平成27年3月25日提出  
春日井市市長 伊藤 太

26 春都政第 507 号

平成27年 3 月10日

春日井市都市計画審議会 様

春日井市長 伊 藤 太



尾張都市計画公園の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画公園の変更について」

尾張都市計画公園の変更(春日井市決定)

都市計画公園に2・2・403号しょうな公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・403	しょうな公園	春日井市庄名町	約0.35ha	

「区域は計画図表示のとおり」

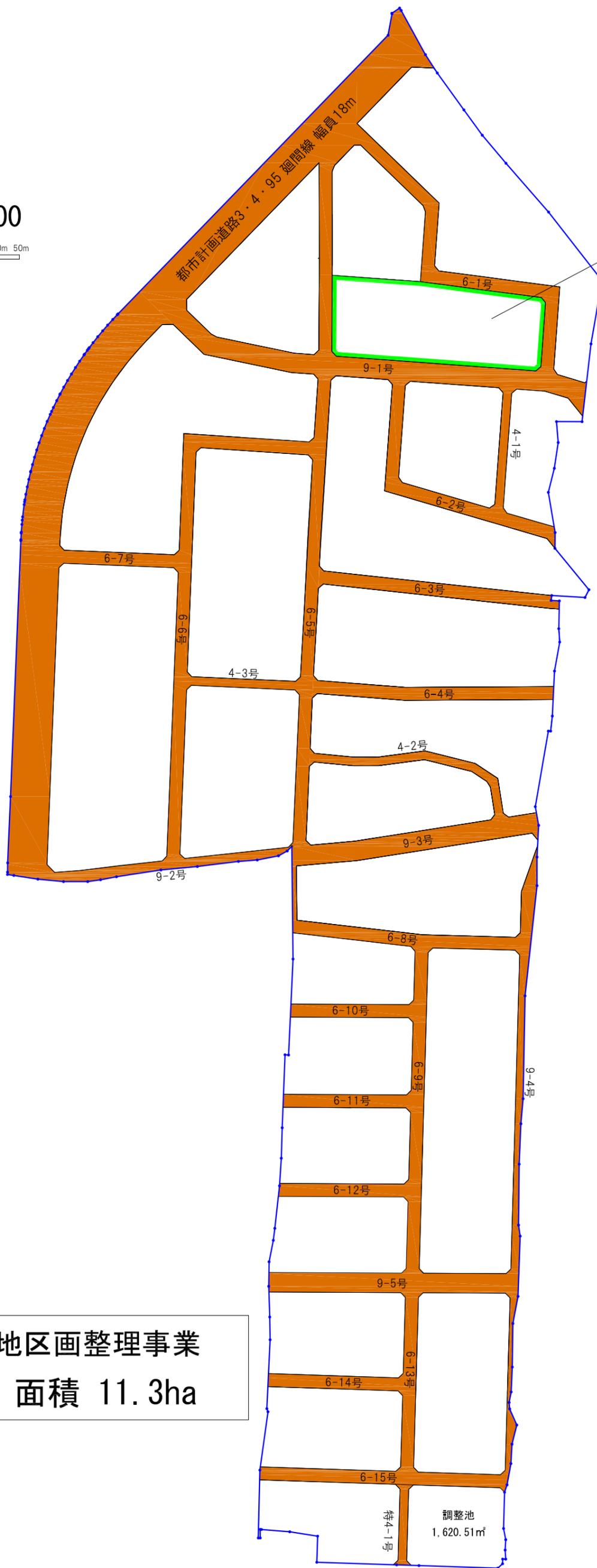


# 参考図(尾張都市計画事業春日井庄名土地区画整理事業施行区域図)



S=1:3000

0m 10m 20m 30m 40m 50m



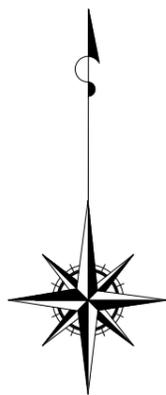
2・2・403号 しょうな公園

春日井庄名土地区画整理事業  
面積 11.3ha

凡例	
	施行地区界
	公園
	道路

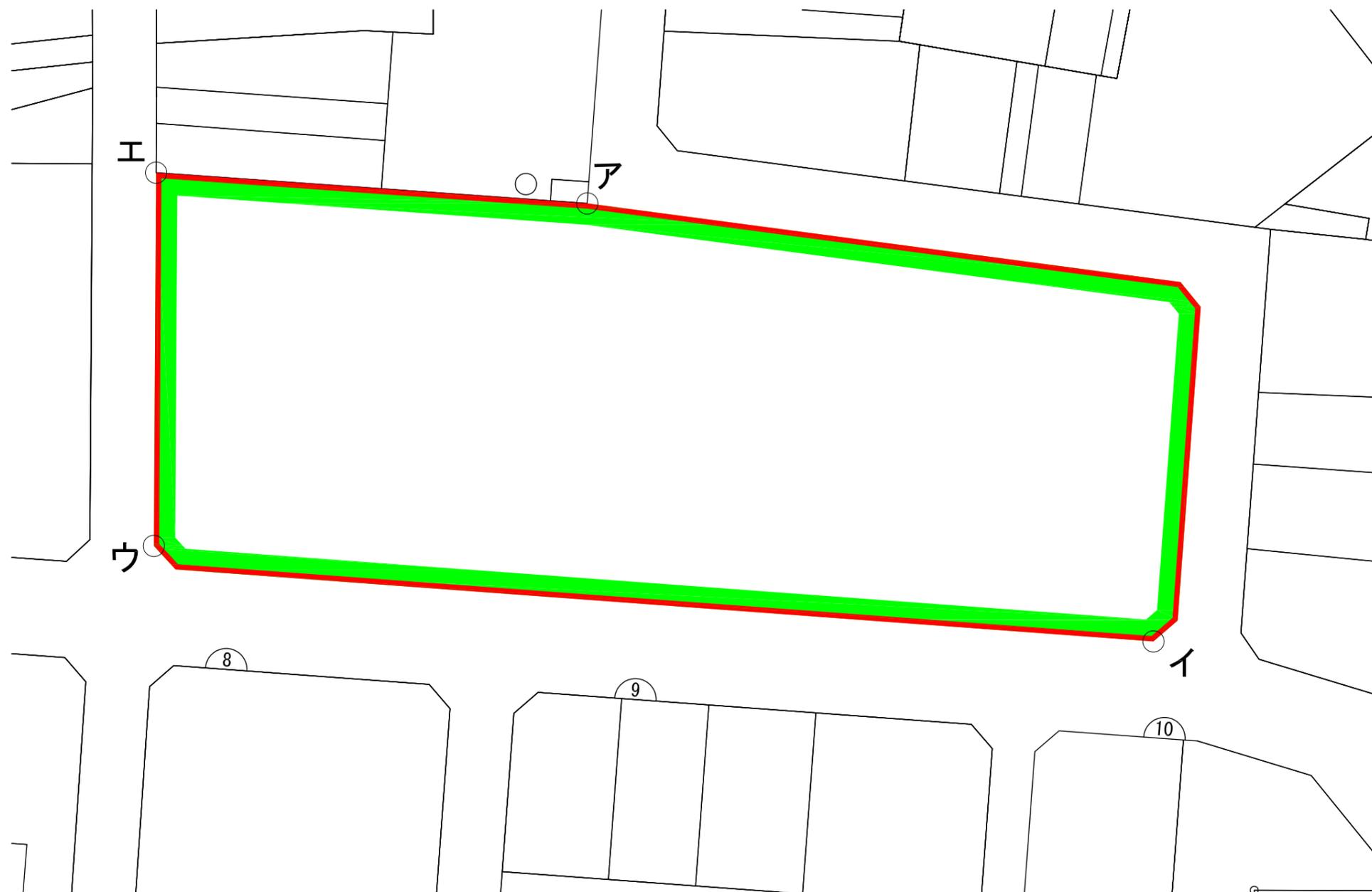
# 計 画 図

2・2・403号  
しょうな公園  
面積 約0.35ha



S=1:500

0m 5m 10m 20m



ア～イ～ウ～エ 道路界(区画道路 6-1号、9-1号)  
エ～ア 地番界

凡	例
	公園区域